

事業者各位

(公社) 東基連 青梅労働基準協会支部

安全管理者能力向上教育のご案内

労働安全衛生法第19条の2で「事業者は事業場における安全衛生水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者・・・中略・・・の業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関わる能力向上を図るための教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会も与えるよう努めなければならない。」

また、平成3年に厚生労働省が示す「安全衛生教育等推進要綱」で概ね5年毎に行うよう指導されています。

つきましては、これらに対応した「安全管理者能力向上教育」を下記のとおり開催しますので、多数の方の受講をお願いします。

記

1. 日時・開催場所

開催日	時間	開催場所
2020年7月29日(水)	午前9時25分～午後6時00分	八王子労政会館 八王子市明神町3-5-1

2. 定員 各回 70名 (各回 開催日10日前 但し、定員になり次第締め切ります。)

3. 科目 法令に定められた科目(9時間)

4. 受講料等(消費税込)

会員・非会員区分	受講料	テキスト代	合計金額
(公社) 東基連会員	8,800円	2,200円	11,000円
(公社) 東基連非会員	12,100円	2,200円	14,300円

5. 申込方法

- ① 受講申込書に必要事項記入(来会、現金書留、銀行振込を選択)の上、FAXで仮申込み
- ② 受講料、テキスト代、写真2枚(縦30mm×横24mm、上三分身、背景無地、6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。)を添え、正式申込み手続きをお願いします。
- ③ 本講習の修了証は、講習会終了後当日交付となりますので、仮申込み後、速やかに正式申込をお願いします。正式申込みが遅れると、修了証の交付が後日になることがあります。

6. 申込先 (公社) 東基連 青梅労働基準協会支部 (FAX: 0428-24-8939)

〒198-0036 青梅市河辺町5-14-2 西多摩酒販会館 2階

7. 修了証 本講習の全科目を修了した方には、(公社) 東基連の修了証を交付します。

8. その他 1) 当日の受付は、9時から開始しますので、9時15分まで受付を済ませてください。

2) 安全管理者能力向上カリキュラムは、厚生労働省指針に基づく教育時間

科目	範囲	時間
1. 最近における安全管理上の問題点と対策	(1) 労働災害発生状況、 (2) 技術の進歩に伴う問題と対策 等	1.5
2. 最近における安全管理手法の知識	(1) リスクアセスメントを含む自主的活動等 (2) 教育及び指導の手法、最新の安全管理手法 等	3.0
3. 災害事例と及び関係法令	(1) 災害事例とその対策、安衛法令 等	2.5
計		7.0

以上

【H】

